

豊明市地域公共交通調査事業仕様書（案）

1 委託事業名、内容及び場所

- (1) 委託事業名 豊明市地域公共交通調査事業
- (2) 委託事業内容 「豊明市地域公共交通網形成計画」の評価及び「豊明市地域公共交通計画」策定に向けた課題整理のための調査
- (3) 委託場所 豊明市内全域

2 実施目的

本事業では、平成29年度に策定した「豊明市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」の目標の達成状況及び市民・利用者等の多様な移動ニーズや利用実態を把握・評価したうえで、豊明市（以下「本市」という。）における地域公共交通の課題を整理し、その課題への対応策を検討することを目的とする。

なお、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が令和2年6月3日に公布され、施行が予定されていることや、情報通信技術を活用した新たなモビリティサービスの導入など公共交通を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、これらへの対応について検討し、令和3年度中に「豊明市地域公共交通計画」を策定するための調査事業とする。

3 実施項目

(1) 本市の地域特性と公共交通の現状整理

交通需要が発生・集中する背景となる本市の人口集積・分布・動向や、主要集客施設の立地状況について、隣接市等を含めた広域圏域で把握・整理するとともに、網形成計画の目標で定めた市内を運行する各種公共交通の利用者数やサービス水準（運行本数、乗り継ぎ時間）及びネットワークの形成状況（隣接市町を結ぶ路線数）などを把握・整理する。特に、各種公共交通の利用実態については、既存データの入手に努め、利用者層、移動の空間的特性や時間変動などを明らかにする。

(2) 網形成計画に基づき実施した事業の進捗整理

網形成計画の目標を達成するために実施してきた各種事業の進捗状況を整理し、効果・影響を分析する。

(3) 公共交通に関するニーズ調査

①市民アンケート

15歳以上の市民3,000人を対象に、郵送方式によるアンケートを実施する。アンケート項目は、網形成計画の目標で定めた地域公共交通維持のための取組み・参加意向を始め、公共交通に期待する役割や機能、路線維持のあり方、利用促進のアイデアなどを予定し、本市と協議の上決定する。

なお、発送用封筒は本市が提供し、調査票の印刷、調査票及び返信用封筒への封入作業並びに調査対象者の宛名シール作成及び貼付については本市が行うこととするが、調査票の発送費

用及び返送費用は、委託費に含めるものとする。(調査票の回収率は40%を想定)

②利用者アンケート

市内を運行する名鉄バス及びひまわりバスは、平休日各1日以上のお便を対象に、主要なバス停(5箇所程度)で降車時に利用者へアンケート調査票を手渡し配布し、郵送にて回収をする。ひまわりバスについては、本市で車内への調査票設置も同時に行う。チョイソコとよあけは、アイシン精機株式会社の協力によりチョイソコとよあけ会員向け情報誌「チョイソコ通信」に調査票を同封し、郵送にて回収する。アンケート項目は、乗り継ぎに関する待ち時間や情報・案内の不満割合、名鉄バス及びひまわりバスの市外への行きやすさ、提供される公共交通サービスの満足度や改善事項などを予定し、本市と協議の上決定する。

なお、アンケートの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、本市や各交通事業者と協議の上、適切な手法で実施するものとする。

また、調査票の印刷及び調査票の返信用封筒への封入作業については本市が行うこととするが、調査票の返送費用は委託費に含めるものとする。

【調査概要】

	名鉄バス	ひまわりバス	チョイソコとよあけ
配布日数	2日	2日	—
配布場所	停留所5箇所	停留所5箇所	利用会員への郵送
想定配布枚数	1,500枚	700枚	600枚
目標回収数	450枚(30%)	210枚(30%)	150枚(30%)

※目標回収数に達しない場合は、本市と協議のうえ、配布日数や調査バス停を調整し、目標回収数の80%を確保すること。

(4) 目標の達成度評価

(1)から(3)の結果を用いて、網形成計画で定めた目標の達成度を評価する。

(5) 公共交通を取り巻く社会情勢の整理

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部改正や、近年の公共交通を取り巻く社会情勢の変化を整理し、本市での導入が必要かつ効果的と考えられる施策・事業を検討する。

(6) 課題の整理及び対応策の検討

(4)の結果及び(5)の整理を踏まえ、本市における地域公共交通の課題を整理するとともに対応策を検討すること。

(7) 報告書等作成

(1)から(6)までの各種調査・検討結果を調査報告書としてとりまとめる。

(8) 豊明市地域公共交通活性化協議会の運営等支援

契約期間中に開催する協議会(2回程度想定)当日の資料作成を行う。

(9) 打合せ協議

事業着手時1回、中間時2回、成果品納入時1回の計4回行うことを原則とするが、その他、事業実施上に疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議し、その指示に従うものとする。